

燃やせるごみ

燃やせるごみ
指定袋
<容量は4種類>
45ℓ 20ℓ
10ℓ 5ℓ

有料

入らない場合
指定袋に
分解しても

燃やせるごみ
指定シール
<種類は3種類>
大・中・小

一辺の長さが50cmを超える大きさのもの、重さが30kgを超えるものは集積所に出せませんが、分解などして長さ50cm以下にし、指定袋に入れるか、指定シールを貼ることで集積所に出せます。

《集積所への出し方》

燃やせるごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。
指定袋に入らないごみは、直接、燃やせるごみの指定シールを貼って出してください。

指定袋の販売価格 指定シールの販売価格
(10枚1組で販売) (1枚単位で販売)

容量	販売価格	区分	販売価格
45ℓ	495円	大(30kgまで)	180円
20ℓ	220円	中(20kgまで)	120円
10ℓ	110円		
5ℓ	55円	小(10kgまで)	60円

指定袋に入れて出す主な例

●ぬいぐるみ、衣類、靴など
衣類のボタン・ファスナーなどはつけたままで構いません。



●竹串など
先の尖ったものは必ず折ってください。



●紙製の芯
(トイレットペーパー、ラップ、アルミホイルなどの芯)



●湿布、ばんそうこう、保冷剤



●紙おむつ、ペットの砂
汚物はトイレへ流してください。



●草・花、野菜の茎



●紙くず
●タバコの吸殻
●手紙、ダイレクトメールなど
●アルバム



●飲まなくなった錠剤



●貝殻、カニの殻、とうもろこしの芯・皮、竹の子の皮など発酵しにくい台所ごみ



●クリーニングの袋



●バケツ、洗面器、スキーウェア、スキー靴、雨ガッパ、合成樹脂製の靴、容器包装以外のプラスチック製品



●ビデオ・カセットテープ・CD(ケースごと)、プラスチック製のおもちゃ



指定シールを貼って出す主な例(1束ごとに一枚のシールが必要です)

3種類 大(30kgまで)
中(20kgまで)
小(10kgまで)

ごみを出す際、計量してその重さにあつた
指定シールを貼ってください。

*分解などして一辺の長さを50cm以下に
してください。

小シール

ふとん、カラーボックス、座布団、座椅子(金属を含むものを除く)、カーテン、ござ、毛布、すだれ、すのこ
※ふとんやマットレス(スプリングが入っていないもの)など
はひもで十字に縛って出してください。

